

徳島市林地台帳および地図の公表等に関する要領

平成31年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。), 第191条の5の規定による林地台帳等の公表, 森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。)第10条の規定による林地台帳等情報の提供及び法第191条の6の規定による林地台帳等の正確な記載を確保するための措置について, 法令等に定めるもののほか, 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「林地台帳等」とは, 法第191条の4第1項に規定する林地台帳及び法第191条の5第2項に規定する森林の土地に関する地図とする。

(公表の方法等)

第3条 林地台帳等の公表方法は, 原則, 担当窓口における写しの閲覧または写しの交付とする。なお, 公表の対象となる項目は, 所有者の氏名, 名称及び住所を除いた項目とする。

(公表の申請)

第4条 林地台帳等の公表を申請する者(以下「申請者」という。)は, 本人確認書類(別表1)の原本を提示するとともに, 林地台帳等閲覧・交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を担当窓口へ提出し, 林地台帳等に関し次に掲げる留意事項を了承しなければならない。

- (1) 森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。
- (2) 森林の土地の所有の境界の確定に資するものではないこと。
- (3) 森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。
- (4) 申請書に記載した利用目的以外には利用できないこと。

(5) 公表により得た情報を申請者以外の者に提供してはならないこと。ただし、法人内部による申請の場合は、内部利用は可とする。

2 代理人により第1項の申請を行う場合においては、代理人により同項の留意事項について了承を得て、代理人たる窓口に来た者の本人確認書類(別表1)の原本を提示するとともに、委任状(様式第2号)、又は申請者の代理権限を有する書類の原本を申請書に添付しなければならない。なお、官公庁の証明による代理人の証明書は、原本還付請求をすることができるものとする。

3 法人として第1項の申請を行う場合においては、法人の代表者又は同人の代理人により同項の留意事項について了承を得て、窓口に来た者の本人確認書類(別表1)の原本を提示するとともに、当該法人の名称、所在地等が確認できる書類(別表2)および担当窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類(別表3)の提示等を行い、申請書を提出しなければならない。

(情報提供の方法等)

第5条 林地台帳等の情報提供方法は、原則、写しの交付による提供とする。なお、提供の対象となる項目は、林地台帳の全ての項目とする。

(情報提供の申出)

第6条 林地台帳等の情報提供を受けようとする者(以下「申出者」という。)の内、施行令第10条第1号及び同条第2号の者については、本人確認書類(別表4)の原本を提示するとともに、林地台帳等情報提供依頼申出書(様式第3号。以下「申出書」という。)及び森林の土地を所有することを証する書類(別表5)また場合によっては、森林の土地の所有者から施業又は経営の委託を受けていることを証する書類(別表6)を担当窓口へ提出しなければならない。なお、それらを証する書類は、原本還付請求をすることができるものとする。また、それらを証する書類において写しを提出する場合は、窓口で原本の提示を行わなければならない。加えて、当該申出者は、「林地台帳情報提供に係る留意事項について」(様式第4号)も提出しなければならない。なお、所有地の隣接地に関する情報提供を求める場合は、隣接地を証する書面(別表7)を提出することができる。

- 2 代理人により第1項の申出を行う場合、申出書に、前項の規定とともに第4条第2項の規定も準用した添付書類をつけ提出する。なお、被代理人が土地を所有することを証する書類(別表5)についても窓口提出しなければならない。
- 3 法人として第1項の申出を行う場合、申出書に、第1項の規定とともに第4条第3項の規定も準用した添付書類をつけ申請する。なお、法人が土地を所有することを証する書類(別表5)についても窓口提出しなければならない。
- 4 申出者に相続が発生している場合は、申出書に第1項及び第2項の書類と相続を証する書類を更に添付し、提出しなければならない。なお、相続を証する書類は、原本還付請求をすることができるものとする。また、相続を証する書類において写しを提出する場合は、窓口で原本の提示を行わなければならない。
- 5 林地台帳とあわせて森林の土地に関する地図の情報提供を受けたい場合は、申出書備考欄に「林地台帳と森林の土地に関する地図」等の記載するものとする。

(特別な情報提供の申出)

- 第7条 林地台帳等の申出者の内、施行令第10条第3号に該当する者については、本人確認書類(別表4)の原本を提示するとともに、申出書(様式第3号)及び対象森林が所在する都道府県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類として、森林経営計画の認定書の写しを担当窓口提出しなければならない。加えて、当該申出者は、「林地台帳情報提供に係る留意事項について」(様式第4号)も提出しなければならない。
- 2 代理人により第1項の申出を行う場合、申出書に、前項の規定とともに第4条第2項の規定も準用した添付書類をつけ提出する。
 - 3 法人として第1項の申出を行う場合、申出書に、第1項の規定とともに第4条第3項の規定も準用する。なお、当該法人の名称、所在地等が確認できる書類は、会社・法人の登記事項証明書のみとする。
 - 4 申出者に相続が発生している場合は、申出書等に相続を証する書類を更に添付し、提出しなければならない。
 - 5 林地台帳とあわせて森林の土地に関する地図の情報提供を受けたい場合は、申出書備考欄に「林地台帳と森林の土地に関する地図」等の記載するものとする。

(修正申出の対象)

第8条 法第191条の6の規定による修正対象は、次の事項とする。

- (1) 登記簿上の所有者の氏名および住所
- (2) 現に所有している者または所有者とみなされる者の氏名および住所
- (3) 森林の土地に関する地図の地番及び当該修正に伴う台帳の修正

(修正の申出)

第9条 法第191条の6に基づく修正の申出をしようとする者(以下「修正申出者」という。)は、本人確認書類(別表1)の原本を提示するとともに、林地台帳または森林の土地に関する地図の修正申出書(様式第5号。以下「修正申出書」という。)に次の書類を添付して担当窓口へ提出しなければならない。

- (1) 修正申出を行おうとする森林の土地の所有を証明する書類(別表5)
- (2) 修正事項を証明する書類(別表8)

2 代理人により第1項の修正申出を行う場合は、同項の規定に加え、第4条第2項の規定も準用する。

3 法人として第1項の修正申出を行う場合は、同項の規定に加え、第4条第3項の規定を準用する。

(修正要否の結果通知)

第10条 法第191条の6第3項の通知は様式6号その1とし、法第191条の6第4項の通知は様式6号その2とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 7月 1日から施行する。